

平成28年 10月1日

建設業者 各位

契約検査課長

### 前払金の使途拡大について

本市では、前払金の使途拡大について国の取扱いに準じて、下記のとおり改正しましたのでご留意願います。

#### 記

#### 1 改正点

##### (1) 【前払金の使途拡大内容】

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。（これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。）

##### (2) 【対象となる工事】

対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものとしします。

##### (3) 【既に請負契約を締結している工事】

4月1日以降に請負契約を締結した工事についても、この措置を適用することを可能とします。希望する場合には、変更契約が必要となりますので、発注担当課と協議のうえ、変更契約手続きを行ってください。

【建設工事請負契約書約款の一部変更について】 \* \_\_\_\_\_ が改正箇所です。

(前払金の使用等)

#### 第36条

受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 前項の規定に基づき、前払金を現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当する場合には、当該支払に充当する額は、当該前払金の額の100分の25以内とする。

#### 2 上記の施行日

平成28年10月1日以降に請負契約を締結する工事から、改正した契約書を適用することとします。

以上